

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
清水谷高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 585 1190 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 585 655 682">職員</th> <th data-bbox="655 585 940 682">事実発生時期</th> <th data-bbox="940 585 1190 682">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 682 655 770">A</td> <td data-bbox="655 682 940 770">令和7年2月</td> <td data-bbox="940 682 1190 770">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和7年2月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和7年2月	1件						
措置の内容								
<p>検出事項について、勤務実態を確認し、時間外勤務実績の登録を行った上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 検出事項の原因については、当該職員が時間外勤務実績の登録を失念したことに加えて、直接監督責任者が時間外勤務実績の入力の締切日前に行っている未入力確認作業において、入力漏れがあることを見落としたことにある。 再発防止に向けて、事務職員に対し時間外勤務を行った場合には速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知を行うとともに、直接監督責任者は時間外勤務実績の未入力の有無確認を徹底し、適切な服務管理を行う。</p>								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年5月16日）